

## 第6章

### 計画の推進体制



## 第6章 計画の推進体制

### 1 推進体制の整備

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び健康増進計画に掲げる幅広い施策を円滑かつ効果的に進めるため、庁内や関係機関との連携の充実や組織の強化を行います。

### 2 推進するための役割分担

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用等、周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。

そこで、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び保健福祉事業の展開を進めます。

### 3 地域主体の福祉の推進

地域包括ケアシステムを構築し、円滑に推進するためには、高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握について、保健・医療・介護等多職種の協働により取り組むことが重要です。また、地域課題の解決には、地域福祉の重要な担い手となる民生委員・児童委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となり、行政・事業所や医療機関等の専門職種・地域住民の協働と連帯に基づくパートナーシップを構築します。

### 4 計画の進行管理・公表

本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、進捗状況の点検、評価を南知多町介護保険運営協議会において実施します。

